（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号中「こと。」を「こと。」に、同欄第十八号の表ロの項中「外国人登録証明書」を「在留カード」に、同欄第二十一号ロ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号の表ロの項及び表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の表ロの項中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める。

（出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成十八年法務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条中表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号及び第十八号並びに表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号並びに表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号、表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号及び表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。次項において同じ。）が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（次項において「登録証明書」という。）は在留カードとみなす。

2　前項の規定により中長期在留者が所持する登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項第三号に定める期間とする。

第三条　施行日前に行われた外国人の技能実習又は研修に係る不正行為については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）を実施するため、並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第五十二条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十四条の規定に基づき、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法）

第二十六条の三　令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（令第十九条第二号ロ(1)及び(2)並びにハに規定する額の算定方法）

第三十一条の二　令第十九条第二号ロ(1)及び(2)並びにハに規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

第三十九条の前の見出しを削り、第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二　令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

第三十八条の二の前に見出しとして「（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）」を附する。

第五十二条の前の見出しを削り、第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二　令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

第五十一条の二の前に見出しとして「（令第三十五条第二号に規定する額の算定方法）」を附する。

「第六十五条の四から第六十五条の六まで削除」を「第六十五条の五及び第六十五条の六削除」に改める。

第六十五条の三を第六十五条の四とし、第六十五条の二の次に次の一条を加える。

（令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法）

第六十五条の三　令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

附則第十条の前の見出しを削り、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　令附則第十二条に規定する所得割の額を算定する場合には、第三十八条の二の規定を準用する。

2　令附則第十三条第二項第二号及び第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、第五十一条の二の規定を準用する。

附則第九条の二の前に見出しとして「（支給認定に係る経過的特例）」を附する。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

第十八条の三の二　令第二十四条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

第十八条の五の次に次の一条を加える。

第十八条の五の二　令第二十五条の二第二号ロに規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

第二十五条の二の二　令第二十七条の二第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。